

令和 8 年度第 1 回小樽市地域公共交通活性化協議会 協議運賃分科会 資料

(1) 運賃改定の必要性について

・ 運賃改定別の効果見込み

事務局にて 10 円から 50 円の範囲で効果見込みを推計。

※ 3 社（北海道中央バス・ジェイアール北海道バス・ニセコバス）合計

<運賃を+10 円から+50 円とした場合のシミュレーション>

	+10 円 (250 円)	+20 円 (260 円)	+30 円 (270 円)	+40 円 (280 円)	+50 円 (290 円)
運賃改定による増収分 (年間見込額)	2,790 万円	7,988 万円	1 億 3,314 万円	1 億 8,640 万円	2 億 3,838 万円
上記増収分のうち、給与水準の改善に 分配可能な費用 ・増収分の 80%を給与水準の改定に 充て、20%は職場環境の改善などに 充てる想定	2,232 万円	6,391 万円	1 億 651 万円	1 億 4,912 万円	1 億 9,071 万円
運賃改定後の平均年収 (3 社平均額) ※全産業平均：546 万円 (令和 7 年時点)	503 万円 (全産業比： ▲43 万円)	524 万円 (全産業比： ▲22 万円)	545 万円 (全産業比： ▲1 万円)	566 万円 (全産業比： +20 万円)	587 万円 (全産業比： +41 万円)
現在の 3 社の平均年収 (492 万円) からの改善幅	+ 11 万円 (2.2%増)	+ 32 万円 (6.5%増)	+ 53 万円 (10.8%増)	+ 74 万円 (15%増)	+ 95 万円 (19.3%増)

(2) 利用者等の意見を反映させるための必要な措置の手法について

道路運送法第 9 条第 5 項において、協議運賃により運賃改定を実施する場合、「あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者等の意見を反映させるために必要な措置（公聴会、アンケート、パブリックコメント等）を講じなければならない。」と定められている。その手法として、「住民アンケート」を採用することとしたい。

住民意見を反映させる措置の実施例

運賃改定時期	実施期間	市町村	実施内容
R6.12	R5.12～R6.1	札幌市	アンケート
	R6.6	北広島市	アンケート
	R6.6～7	岩見沢市	アンケート
R8.1	R7.9	北見市	アンケート
R9.4（現在改定について検討中）	R8.4～5	札幌市	アンケート

(3) 次回の協議運賃分科会の開催時期について

事務局にて住民アンケートを作成の上、令和8年6月に住民アンケートを実施する（実施期間は1か月程度）。その後、令和8年8月に協議運賃分科会を開催し、住民アンケートの結果等を踏まえ、運賃改定の実施可否等を決定する。

※運賃改定が決定された場合は、改定額及び改定時期についても、あわせて決定する。

<運賃改定が行われる場合の想定スケジュール>

	6月	7月	8月	翌年1・2月	翌年4月
協議運賃分科会 ※本日 (協議運賃改定の進め方について)	➡				
住民アンケート	➡	➡			
協議運賃分科会 (協議結果の承認)			➡		
地域公共交通活性化協議会 (分科会からの報告)			➡		
運輸局への申請 (バス事業者)				➡	
<u>運賃改定実施</u>					★